

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院
長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成三十年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 二 測量の地域 吉野郡十津川村
- 三 測量の期間 平成三十年七月二日から平成三十一年二月二十八日まで